

熊本県内コースター事故調査報告書(概要)

事故の概要

社会資本整備審議会 昇降機等事故調査部会

【事故の概要】

- 発生日時: 平成28年10月26日(水) 11時10分ごろ
- 発生場所: 熊本県荒尾市 グリーンランド遊園地「スフィンクスコースター」
- 事故概要: 走行中のコースターの車両に乗車していた乗客が、足下に置いていた荷物が外に落ちそうになり、荷物をつかもうとして車両から外に出した左手を構造物に強打し骨折した。(左手首骨折)

【調査の概要】

平成28年10月29日 昇降機等事故調査部会委員、国土交通省職員及び熊本県職員による現地調査を実施
その他、昇降機等事故調査部会委員によるワーキングの開催、ワーキング委員、国土交通省職員による資料調査を実施。

【遊戯施設の概要】

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------|
| (1) 機種名: 一般名称 コースター、固有名称 スフィンクスコースター | (6) 走路全長: 354.735m |
| (2) 所有者: 有限会社メイコウ工業(以下「メイコウ工業」という。) | (7) 走行速度: 最高速度41km/h |
| (3) 設計者: 三共設計株式会社 | (8) 定員: 16名 (1編成 大人4名×4台) |
| (4) 製造者・施工者: 株式会社スカイパーク | (9) 確認済証交付年月日: 平成5年1月27日 |
| (5) 管理者: メイコウ工業 | (10) 検査済証交付年月日: 平成5年3月17日 |

事実情報と分析

【点検用通路と設置された手すりに関する情報】

- 点検用通路は走路のカントがない箇所ではレール中央部分に設置されているが、カントがある箇所についてはレールの外側部分に点検用通路が設置されている。
- レール外側に設置された点検用通路には手すりが設置されている。



写真1 点検用通路と手すり

写真2 手すり設置位置

【客席部分の構造に関する情報】

- 客席部分には安全バーが設置されており、乗客の腰回り付近を固定している。
- 安全バーは乗客自身が固定するが、解除は乗客ではできない構造となっている。

【客席部分と手すりとの位置関係に関する情報】

- 最終カーブにはカントが付いており、通常乗車姿勢で座った状態で手を伸ばしても、安全バーで拘束され座席に側壁があるため、手すりには当たらない構造となっていたが、側壁がない部分から乗り出して手を伸ばすと、手首が手すりまで届く状態であった。

【運行管理に関する情報】

- 大きな荷物はプラットフォームにて係員が預かるが、貴重品やその他の荷物は利用客自身で管理してもらうようにしており、客席部分に持ち込んだ荷物は足下に置くように指示していた。



写真3 安全バーを固定した状態

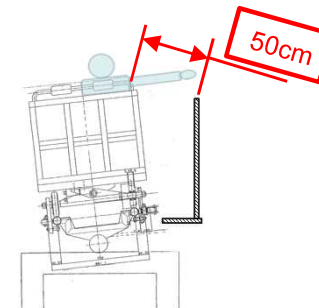


図1 客席部分と手すりとの位置関係



写真4 客席部分から乗り出した状態

原因

- 客席部分と周囲構造物との離隔距離については、通常の乗車姿勢では手すりに当たらない距離が確保できているが、客席部分から外部への乗り出し可能な範囲を考慮すると、十分に確保できていなかったことが原因であると認められる。
- 被害者が客席部分から手を外に出したのは、客席部分に置いていた荷物が外に落ちそうになったためであり、荷物は全て預かるといった措置をしていなかったことも要因の一つと考えられる。

再発防止策

- 手すりについては全て撤去し、走路周辺の構造物自体を取り除くこととした。
- 手荷物については、プラットフォームに手荷物預かり棚を設置し、全て預かることとした。

意見

- 国土交通省は、遊戯施設の客席部分と他の構造物との離隔距離について実態を調査し、具体的な基準を検討し、必要な措置を講ずること。
- 国土交通省は、当面、既存の施設について、客席の乗客が他の構造物に触れることで事故が生じないように、周囲に近接して構造物がある施設について、乗客への事前のアナウンス等を徹底するよう指導すること。